

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ及び第九号ただし書、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七七号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

本則を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>第一〇第五 (略)</p> <p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表に収載されている医薬品(令和二年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、令和三年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に収載されている医薬品</p>	<p>第一〇第五 (略)</p> <p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表に収載されている医薬品(平成三十年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成三十一年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成三十二年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に収載されている医薬品(平成三十二年四月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を除く。)</p>
<p>第七〇第九 (略)</p> <p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター</p>	<p>第七〇第九 (略)</p> <p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インター</p>

フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー

フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合には限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合には限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合には限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合には限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー

酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤及びヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

ビクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テリルジー-00エリプタ-00エリプタ-00吸入用、シムツ-00エリプタ-00吸入用、アイベータ配合点眼液、ドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠一〇〇mg

酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフオン塩酸塩製剤及びインスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

コムクロシヤンプ-00・05%、カナリア配合錠、アト-00ゼット配合錠HD、アト-00ゼット配合錠LD、アイゼン-00トレス錠六〇〇mg、スーシヤ配合錠、オデフシイ配合錠、ジェミ-00ナ配合錠（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、トラディ-00ア配合錠AP、トラディ-00ア配合錠B、メト-00ア配合錠HD、メト-00ア配合錠LD、ジヤルカ配合錠、ビクタルビ配合錠、ロソーゼット配合錠HD、ロソーゼット配合錠LD、テリルジー-00エリプタ-00エリプタ-00吸入用、シムツ-00エリプタ-00吸入用、アイベータ配合点眼液、ドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠一〇〇mg

(二)・(三) (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイローデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーズン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群(XXXX症候群、XXXXX症候群及びXXXXXXXX症候群を含む。)、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウエーバー症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症(Ekman-Westborg-Joint症候群、常染色体重複症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)若しくはその他顎・口腔の先天異常

(二)・(三) (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイローデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーズン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分(性)無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一 九 (略)

十 エポエチンベータペゴル(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるもの)に対して使用する場合に限り、()の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十一 十三 (略)

第十三 第十五 (略)

三 (略)

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一 九 (略)

(新設)

十一 十二 (略)

第十三 第十五 (略)

別表第1から別表第3までを次のように改め、別表第4から別表第6までを削る。

別表第1	第1部内用薬	規格単位	第2部注射薬	規格単位
品名	規格外用薬	規格単位	規格外用薬	規格単位
(あ) アストリックドライシロップ 80%	(あ) ユベール錠 200mg	80%1g	(あ) ユベール錠 200mg	20%1g
(う) ウェルビー錠 5mg	(う) ラベゾラゾールNa錠 10mg「TYK」	5mg1錠	(う) ラベゾラゾールNa錠 20mg「TYK」	10mg1錠
(え) エナラズリル錠 10MEEK塩酸アロカルバジンカプセル 50mg「中外」	(え) ランデールチオン錠 100mg	10mg1錠 50mg1カプセル	(え) リン酸ジヒドロコロチン散 1%「ハチ」	20mg1錠 100mg1錠 1%1g
(か) カリセラム末	(か) 第2部注射薬	1g	(か) 第2部注射薬	規格単位
(き) サンロキソ錠 60mg	(き) 1%プロボフェール注「ワルイシ」	60mg1錠	(き) 1%プロボフェール注「ワルイシ」	200mg20ml1管
(し) ジアノイナミン錠 10mg	(せ) HMG注テイゾー 75	10mg1錠	(せ) HMG注テイゾー 75	75単位1管(溶解液付)
(せ) ゼンアスビリン錠 100	(せ) HMG注テイゾー 150	100mg1錠	(せ) HMG注テイゾー 150	150単位1管(溶解液付)
(こ) 乳酸カルシウム「ハチ」	(こ) コナビュール注用 75	10g	(こ) コナビュール注用 150	75単位1管(溶解液付) 150単位1管(溶解液付)
(け) パルトックス細粒 20%	(け) テストロンデポー筋注 250mg	20%1g	(け) テストロンデポー筋注 250mg	250mg1ml1管
パルトックス錠 30mg	(け) ビタゼツクス注 30mg	30mg1錠	(け) ビタゼツクス注 30mg	30mg1管
パルトックス錠 60mg	品名	60mg1錠	品名	規格単位
パルプロ酸Na徐放B錠 100mg	(あ) アスガゲルウがいの液 T 4%	100mg1錠	(あ) アスガゲルウがいの液 T 4%	4%1ml
パルプロ酸Na徐放B錠 200mg「トーマ」	(あ) アデフロロニックス錠 12.5	200mg1錠	(あ) アデフロロニックス錠 12.5	12.5mg1個
(さ) アロゲストン錠 2.5mg	アデフロロニックス錠 25	2.5mg1錠	アデフロロニックス錠 25	25mg1個
アロゲストン錠 5mg	アデフロロニックス錠 50	5mg1錠	アデフロロニックス錠 50	50mg1個
(せ) メサラジン錠 250mg「JG」	(い) イソプロピル消毒液 50%「NP」	250mg1錠	(い) イソプロピル消毒液 50%「NP」	50%10ml
メサラジン錠 250mg「JG」	イソプロピル消毒液 70%「NP」	250mg1錠	イソプロピル消毒液 70%「NP」	70%10ml
メサラジン錠 500mg「JG」	(お) オベガードネオキッド眼灌流液 0.0184%	500mg1錠	(お) オベガードネオキッド眼灌流液 0.0184%	500ml1キット
メサラジン錠 500mg「タイヨー」	(き) サイベース軟膏 0.05%	2mg1錠	(き) サイベース軟膏 0.05%	0.05%1g
メシル酸トキサソジン錠 2「MEEK」	サイベースローション 0.05%	4mg1錠	サイベースローション 0.05%	0.05%1g
メシル酸トキサソジン錠 4「MEEK」		4mg1錠		
メチコバインド錠 500mg		0.5mg1錠		
メルブテール粒状カプセル 300mg		300mg1包		

別表第2	第1部内用薬	規格単位
品名	規格外用薬	規格単位
(し) ジクロフェナック点眼液 0.1%	(あ) アカルデイカプセル 1.25	0.25%1g
(せ) セラン坐剤 3mg	アカルデイカプセル 2.5	0.1%1ml
(つ) セルスポットパップ 70mg	アジスロマイシン錠 250mg「KO G」	3mg1個 10cm×14cm1枚
(て) ツロゲテロールテープ 0.5mg「HMT」		0.5mg1枚
ツロゲテロールテープ 1mg「HMT」		1mg1枚
ツロゲテロールテープ 2mg「HMT」		2mg1枚
(て) D・E・X 0.02%点眼液 T		0.02%1ml
D・E・X 0.05%点眼液 T		0.05%1ml
D・E・X 0.1%点眼液 T		0.1%1ml
デキササルチン口腔用軟膏 1mg/g		0.1%1g
デルゾソノ口腔用軟膏 0.1%		0.1%1g
(ね) ネオヨジン外用液 10%		10%10ml
(さ) フェルナビオンパップ 70		10cm×14cm1枚
フレックスマテープ 70mg		10cm×14cm1枚
(ほ) ポンフェナック坐剤 12.5		12.5mg1個
ポンフェナック坐剤 25		25mg1個
ポンフェナック坐剤 50		50mg1個
(り) 硫酸ゲンタマイシン点眼液 0.3%		3mg1ml
「ニットー」		
(れ) レボフロキサシン点眼液 0.5%		0.5%1ml
「TOLA」		

アストモリジン配合胃液錠	1錠
アストモリジン配合腸液錠	1錠
アノプロリン錠 50mg	50mg1錠
アムロジピン錠 2.5mg 「BMD」	2.5mg1錠
(い)	
インヒベース錠 0.25	0.25mg1錠
インヒベース錠 0.5	0.5mg1錠
インヒベース錠 1	1mg1錠
(え)	
エカベト Na 顆粒 66.7% 「トーラ」	66.7%1g
エカベト Na 顆粒 66.7% 「フアイザー」	66.7%1g
S・アトクノン錠 30	30mg1錠
エスワンメイジ配合カプセル T 20	20mg1カプセル(テガフール相当量)
エスワンメイジ配合カプセル T 25	25mg1カプセル(テガフール相当量)
エフイェント錠 20mg	20mg1錠
エフエ「ドリン」塩酸塩散 10% 「フアルイシ」	10%1g
塩酸ベニジピン錠 8mg 「フイラシ」	8mg1錠
(か)	
カルフエニール錠 40mg	40mg1錠
カルフエニール錠 80mg	80mg1錠
(く)	
クラリスロマイシン「ドライシロップ」 10%小児用 「フイラシ」	100mg1g
グリマック配合顆粒	1g
(け)	
錠口用トロンペン細粒 2万単位 「サウイ」	20,000単位2g1包
(こ)	
合成ケイ酸アルミニウム 「フアイザー」 原末	10g
コバヤミド錠 250μg 「ツルハラ」	0.25mg1錠
コバレノール錠 25	25mg1錠
(し)	
ジアゾキシドカプセル 25mg 「MSD」	25mg1カプセル
ジスロラクツクス R 成人用 ドライシロップ 2g	2g1瓶
シダトレンスギ花粉舌下液 200 JAU/mlホドラル	10ml1瓶

シダトレンスギ花粉舌下液 2,000 JAU/ml「ハツク」	1ml1包
シダトレンスギ花粉舌下液 2,000 JAU/mlボトル	10ml1瓶
シロジナミン錠 100mg	100mg1錠
シロスタゾール OD 錠 100mg 「K O」	100mg1錠
(す)	
ストロカイオン顆粒 5%	5%1g
(せ)	
セタゾリル錠 12.5mg	12.5mg1錠
セタゾリル錠 50mg	50mg1錠
セチリジン塩酸塩錠 5mg 「フアイザー」	5mg1錠
セチリジン塩酸塩錠 10 「BMD」	10mg1錠
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「フアイザー」	10mg1錠
セフテムカプセル 100mg	100mg1カプセル
セフテムカプセル 200mg	200mg1カプセル
(そ)	
ソルグナ錠 12mg	12mg1錠
(た)	
タカヂアスターゼ原末	1g
タムスロシン塩酸塩 OD 錠 0.1mg 「アメル」	0.1mg1錠
(て)	
テオドールシロップ 2%	2%1ml
テオドールドライシロップ 20%	20%1g
テゾレノンカプセル 50mg 「アメル」	50mg1カプセル
テメラール配合カプセル T 20	20mg1カプセル(テガフール相当量)
テメラール配合カプセル T 25	25mg1カプセル(テガフール相当量)
(ち)	
トコナエロール酢酸エステル錠 50mg 「フアイザー」	50mg1錠
トコナエロールニコチン酸エステルカプセル 100mg 「N P」	100mg1カプセル
トリドセラン配合錠	1錠
トレリーフ錠 25mg	25mg1錠
(の)	
ノイキノン顆粒 1%	1%1g
(は)	
ハベトシンカプセル 250	250mg1カプセル

ハベトシン錠 250	250mg1錠
バルコーゼ顆粒 75%	1g
バルサルタン錠 20mg 「テバ」	20mg1錠
バルサルタン錠 80mg 「テバ」	80mg1錠
パンクレチン原末 「アメルイシ」	1g
(ひ)	
ヒスタリジン錠 10mg	10mg1錠
ビタミン E 錠 50mg 「N P」	50mg1錠
(ふ)	
フエキソフエナジン塩酸塩 OD 錠 30mg 「CEO」	30mg1錠
フエキソフエナジン塩酸塩 OD 錠 60mg 「CEO」	60mg1錠
フアラコラ配合散	1g
フアラミベキソール塩酸塩錠 0.125mg 「明治」	0.125mg1錠
フアラミベキソール塩酸塩錠 0.5mg 「明治」	0.5mg1錠
フアラミール錠 5mg	5mg1錠
フロピタン散 10%	10%1g
(へ)	
ヘネトリン錠 2mg	2mg1錠
ヘバインド R A 配合錠	1錠
ヘロテックシロップ 0.05%	0.05%1ml
(ま)	
マツウラ 桂枝加朮附湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 桂枝湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 柴胡加竜骨牡蠣湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 三黄瀉心湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 七物降下湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 十味敗毒湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 大柴胡湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 猪苓湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 当帰芍薬散料 エキス顆粒	1g
マツウラ 人参湯 エキス顆粒	1g
マツウラ のコウジン末 (調剤用)	1g
マツウラ 防風通聖散 エキス顆粒	1g
マツウラ 麻杏甘石湯 エキス顆粒	1g
マツウラ 薏苡仁湯 エキス顆粒	1g
(み)	
ミルチン「フアラ」塩酸塩錠 12.5mg 「AFP」	12.5mg1錠

Ⓜ	ミルナジフラン塩酸錠 15mg 「AFP」	15mg1錠
Ⓜ	ミルナジフラン塩酸錠 25mg 「AFP」	25mg1錠
Ⓜ	ミルナジフラン塩酸錠 50mg 「AFP」	50mg1錠
(め)	メドカイン内用ゼリー 2% メナテトリンカプセル 15mg 「F」	2%1g 15mg1カプセル
Ⓜ	メロキシカム錠 5mg 「JG」	5mg1錠
Ⓜ	メロキシカム錠 5mg 「TCK」	5mg1錠
Ⓜ	メロキシカム錠 10mg 「JG」	10mg1錠
Ⓜ	メロキシカム錠 10mg 「TCK」	10mg1錠
(ゆ)	ユベラN細粒 40% ユベラ顆粒 20% ユリロシン錠 20	40%1g 20%1g 20mg1錠
(り)	リセドロン酸 Na錠 2.5mg 「テ バ」	2.5mg1錠
Ⓜ	リセドロン酸 Na錠 17.5mg 「テ バ」	17.5mg1錠
(る)	ルネトロン錠 1mg (れ)	1mg1錠
Ⓜ	レボフロキサシン錠 250mg 「サト ウ」	250mg1錠(レボフロク サシンとして)
Ⓜ	レボフロキサシン錠 500mg 「サト ウ」	500mg1錠(レボフロク サシンとして)
(ろ)	ロンミールカプセル 200mg	200mg1カプセル
第2部 注 射 薬 規 格 単 位		
(あ)	アサセトロン塩酸塩静注液 10mg 「SN」	10mg2ml1管
(え)	エシモンミツク注キット	2ml1筒
(か)	カコージン注 200mg	200mg10ml1管
(け)	ケベラス注 (す)	20ml1管
Ⓜ	スベニールバイアル関節注 25mg	1%2.5ml1瓶

Ⓜ	タラモナール静注 (ち)	2ml1管
Ⓜ	注射用GRF住友 50 注射用GRF住友 100	50μg1瓶(溶解液付) 100μg1瓶(溶解液付)
(て)	テルペラン注射液 10mg	0.5%2ml1管
(と)	トセタキセル点滴静注 20mg/ 1ml「テバ」 トセタキセル点滴静注 80mg/ 4ml「テバ」	20mg1ml1瓶 80mg4ml1瓶
(ね)	ネオバリン1号輸液 ネオバリン2号輸液	2,000ml1キット 2,000ml1キット
(は)	バイフェル専用炭酸水素ナトリウ ム補充液 1.39%	1L1袋
(ふ)	フレイハ静注用 500	500単位10ml1瓶(溶解 液付)
Ⓜ	フエンタニル注射液 0.1mg 「ヤン セン」	0.005%2ml1管
Ⓜ	フエンタニル注射液 0.25mg 「ヤ ンセン」	0.005%5ml1管
Ⓜ	フエンタニル注射液 0.5mg 「ヤ ンセン」	0.005%10ml1管
(み)	ミラクリット ミラクリット ミラクリット注射液 2万5千単位	50,000単位1瓶 100,000単位1瓶 25,000単位0.5ml1管
(る)	ルネトロン注射液 0.5mg (れ)	0.5mg1管
(わ)	リンチナン静注用 1mg 「味の素」 第3部 外 用 薬 規 格 単 位	1mg1瓶
(あ)	アズレワンがいの液 1% (え)	1%1ml
Ⓜ	エリコリ眼軟膏 T 塩酸フロカイン「ホエイ」 (お)	1g 1g
Ⓜ	オキシフル液 3%	10ml

(か)	カンフォル精 (東洋製薬) ※ カンフォル精 (ヤクハン)	10ml 10ml
(く)	グルコジンB・エタノール液 0.5%	0.5%10ml
(し)	ジクロロエチク Naテアゾ 30mg 「東光」 ジクロロエチク Naパット 140mg 「東光」	10cm×14cm1枚 10cm×14cm1枚
(す)	スルプロチンク リーム 1%	1%1g
(そ)	ソフナーヌ軟膏分包装 8g (と)	1g
(は)	トバルジックク リーム 1% (は)	1%1g
(ふ)	ババロ散含嗽用 0.4% (ふ)	0.4%1g
(ぶ)	フランセチン・T・パタダー フルチカゾン点鼻液 25μg小児用 「テマル」 56噴霧用 フロベオン酸フルチカゾン点鼻液 50μg「フレイガー」 56噴霧用 (も)	1g 2.04mg4ml1瓶 4.08mg8ml1瓶
(ゆ)	モクタール (ゆ)	10g
(ろ)	ユーバスタコーロ軟膏分包装 8g (ろ)	1g
(り)	ラベンダー油 (り)	1ml
(り)	リフラツアジント 5% リフラツア軟膏 5%	5cm×5cm 5%1g
別表第3		
第1部 注 射 薬 規 格 単 位		
(え)	FDGsキヤン注 (ふ)	10MBq 10MBq
(ふ)	フルデオキシグルコース (18F) 静注「FRI」	10MBq

品名	規格単位
(む) 無水エタノール注「フアイザー」 無水エタノール注「フソー」	5ml1管 5ml1管
第2部 外用薬	
品名	規格単位
(あ) アインフロー吸入用 800 p p m	
(お) オラネジン液 1.5% OR 消毒用ア ズリケータ 10 ml オラネジン液 1.5% OR 消毒用ア ズリケータ 25 ml オラネジン液 1.5% 消毒用アズリ ケータ 10 ml オラネジン液 1.5% 消毒用アズリ ケータ 25 ml オラネジン消毒液 1.5% オラネジン消毒液 1.5% OR	1.5%10ml1管 1.5%25ml1管 1.5%10ml1管 1.5%25ml1管 1.5%10ml 1.5%10ml
第3部 歯科用薬剤	
品名	規格単位
外用薬	
【根管治療剤】 アノモニア銀液	

カルピタール キヤナルクリーナー 歯科用液 10% クリアエフジー クレオドン サホライド・R C液 歯科用 3.8% ④ 歯科用アンチホルミン ④ 歯科用ホルムククレゾール ④ 歯科用ホルムククレゾール「村上」 ④ 水酸化カルシウム ネオクリーナー 「セキネ」 ペリオドン ホルワリン・グアヤコール F G 「ネオ」 ホルムククレゾール F C 「ネオ」 ストコール モルホニン 歯科用液 【鎮痛・鎮静消毒剤】 キヤンフェニツク 「ネオ」 クロロフェン サホライド液 歯科用 38% 歯科用カルボール	1ml 1ml
--	------------

④ 歯科用フェノール・カンフル 村上キヤンフェニツク 【覆 ^{ふく} 罩 ^{そう} 剤】 ネオダイソ ハルバツク V 【軟組織消炎剤】 クオール亜鉛液 ④ 歯科用ヨード・グリセリン ネオグリセロール ヨードグリコールパスタ 「ネオ」 【象牙質知覚過敏鈍麻剤】 Fバニツクシエ 歯科用 5% 【齲 ^う 蝕 ^{しょく} 抑制剤】 ハトラー フローデンフオーム A 酸性 2% ハトラー フローデンフオーム N ④ 毒化ソーダ液 毒化ナトリウム液 「ネオ」 フルオール液 歯科用 2% フルオール・ゼリー 歯科用 2%	2%1g
---	------